

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|----------------------------|
| 4 | 固定資産税及び都市計画税に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

江別市は、固定資産税及び都市計画税に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

北海道江別市長

公表日

令和6年4月1日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--|---|
| ①事務の名称 | 固定資産税及び都市計画税に関する事務 |
| ②事務の概要 | 地方税法、その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による固定資産税及び都市計画税の賦課又はこれらの税に関する調査(犯則事件の調査を含む)に関する事務であり、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 【特定個人情報を取り扱う事務】 ①固定資産税及び都市計画税の賦課・更正・減免に関する事務 ②固定資産税及び都市計画税に関する情報の照会・回答に関する事務 ③固定資産税及び都市計画税に関する証明書の発行並びに課税台帳の閲覧に関する事務 ④地方税法に基づく調査に関する事務 ⑤その他上記事務に関連する事務 【情報連携】 ・番号法別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報の照会を行う。 ・番号法別表第二に基づき、中間サーバーに副本を保存し、他行政機関からの照会に対し必要な個人情報の提供を行う。 |
| ③システムの名称 | 固定資産税システム/納税管理人システム/口座管理システム/収納消込システム/宛名管理システム/団体内統合宛名システム/中間サーバー |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 固定資産税ファイル/納税管理人ファイル/口座管理ファイル/収納消込システム/宛名管理ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律【番号法】(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲) ・別表第一第16の項 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | ○番号法 第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 ○番号法別表第二 第27,28の項 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 総務部財務室資産税課 |
| ②所属長の役職名 | 資産税課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 総務部総務課: 〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地 ☎011-382-4141 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 総務部財務室資産税課: 〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地 ☎011-382-4141 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1万人以上10万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和2年10月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和2年10月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|------------------------------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|-------------|--|---|------|-----------|
| 平成30年7月6日 | I-5②所属長の役職 | 資産税課長 表 誠 | 資産税課長 | 事後 | ※様式変更 |
| 令和1年6月30日 | IV-1～9様式の追加 | | | 事後 | ※様式変更 |
| 令和2年10月1日 | II-1～2 | 平成27年3月1日 | 令和2年10月1日 | 事後 | ※評価の再実施 |
| 令和3年9月1日 | I 4. ② | ○番号法 第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号 ○番号法別表第二 第27,28の項 ○番号法別表第二主務省令 第20,21条 | ○番号法 第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 ○番号法別表第二 第27,28の項 ○番号法別表第二主務省令 第20,21条 | 事後 | |
| 令和3年9月1日 | I 1. ② | ②固定資産税及び都市計画税に情報の照会・ 回答に関する事務 | ②固定資産税及び都市計画税に関する情報 の照会・回答に関する事務 | 事後 | 文言の修正 |
| 令和5年1月1日 | I-3法令上の根拠 | ○行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律【番号法】 (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲) ・別表第一第16の項 ○番号法別表第一主務省令 ・第16条 | ○行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律【番号法】 (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲) ・別表第一第16の項 | 事後 | |
| 令和5年1月1日 | I-4②法令上の根拠 | ○番号法 第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 ○番号法別表第二 第27,28の項 ○番号法別表第二主務省令 第20,21条 | ○番号法 第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 ○番号法別表第二 第27,28の項 | 事後 | |